

実質的支配者情報一覧の写し再交付申出をされる方へ

実質的支配者情報一覧の写し再交付申出をされた場合に交付される実質的支配者情報一覧の写しは、**最初に交付されたものと同じのものになります。**

実質的支配者情報一覧の写しの交付の最初の申出から一か月以上経過している場合は、提出先金融機関等から再提出を求められることがあるので、**必ず、提出する実質的支配者情報一覧の写しが最初に交付されたものと同じのものでよいかを提出先金融機関等に確認してから再交付申出書を提出するようお願いいたします。**

提出先金融機関に認められなかった場合は、再交付申出ではなく、**もう一度実質的支配者情報一覧の保管及び写し交付申出をする必要がありますので、ご注意願います。**

